

議第37号 「近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例の一部を改正する条例案」について

1. 地場産業の現状

平成28年3月に施行された「近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、県では市町や経済団体等と連携しながら、地場産業等の支援に努めているところであるが、新型コロナウイルス感染症や原油・原材料価格等の高騰の影響を受けて、地場産業事業者の経営状況は厳しさを増している。

中には、彦根バルブ(生産額 H29→R4: +13%)や甲賀・日野製薬(同 H29→R3: +16%)のように堅調な地場産業もあるが、全体的に工業出荷額が減少しており、彦根仏壇(H29→R4: △76%)と長浜縮緬(同: △67%)の減少幅が特に大きい。また、企業数も減少しており、長浜縮緬(H24:19→R4:10)と彦根仏壇(H24:42→R4:25)は大きく減少している。

一方で、これまでの地場製品の枠を超えて、産地で培われた優れた技術等を活かし、時代のニーズに合った新たな商品開発などに積極的に取り組まれている事業者も多い。

【産地技術を活用した地場産事業者の取組み事例】

・長浜縮緬

浜ちりめんの撚糸・製織技術を用いて新たな生地を開発し、和装分野からアパレル・雑貨分野へ進出。



・彦根仏壇

彦根仏壇の製造工程の一つである漆塗りの技術を用いてホテルの客室などに飾られているデザインパネルや食器の開発に着手。また今後、家具等の開発にも取り組む予定。



2. 課題

- これまでの地場産品の枠を超えた新たな分野での商品開発等の取組も含めて「近江の地場産業」として支援する必要があるが、地場産業としての工業出荷額に新たに開発された商品などが含まれていない場合がある。
- 工業出荷額や企業数の減少により、9つの地場産業のうち、条例第2条第1項に規定する「近江の地場産業」の定義に該当しなくなっている地場産業があり、今後も同様の事態が生じる可能性がある。

3. 対応

「歴史、風土その他の地域の特性、経営資源等に基づき県内の地域に密着した工業に属する中小企業に係る企業群」として、地域を代表し、地域住民の誇りとなっている9つの地場産業への支援を継続し、新たな取組も含めて今後さらに充実していくため、工業出荷額や企業数に捉われないよう、「近江の地場産業」の定義の見直しを行う。

また、条例改正だけでなく、近江の地場産業等を支援する施策として、令和6年度には、引き続き、新たな取組に必要な生産設備等の導入に係る支援を行うとともに、

- ・ サステナビリティに対応するために要する費用への補助【新規】
- ・ 新たな流通ルートの確立支援【新規】
- ・ 地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業【新規】
- ・ 地場産業・伝統的工芸品次世代魅力体験事業【拡充】

といった施策にも取り組んでいく。

参考 現在の9つの「近江の地場産業」

	地 域	代表的な産品
①長浜縮緬	長浜市	ちりめん、つむぎ
②彦根バルブ	彦根市、犬上郡、愛荘町 他	水道用弁、産業用弁、船用弁
③彦根仏壇	彦根市、米原市、愛荘町 他	仏壇、仏具
④彦根ファンデーション	彦根市、東近江市、犬上郡	ブラジャー、ガードル、ショーツ、ボディースーツ、キャミソール
⑤湖東麻織物	東近江市、愛荘町 他	服地、不織布・芯地、縫製、染色整理加工、原糸販売
⑥甲賀・日野製薬	甲賀市、日野町 他	医療用医薬品、一般用医薬品、配置用家庭薬
⑦信楽陶器	甲賀市	レンガタイル等建材、庭園用品類、食卓用品類、花器類、植木鉢類
⑧高島綿織物	高島市	綿クレープ、厚織(ゴム資材、帆布、その他資材)
⑨高島扇骨	高島市	扇骨、扇子

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

生活様式の変化、安価な海外製品の台頭に加えて、新型コロナウイルス感染症や原材料・原油価格の高騰等の影響もあり、工業出荷額や事業者数の減少等の厳しい状況が続いている中、これまで培われてきた技術や技能を活用しながら、新商品の開発や新たな事業展開に積極的に取り組まれている「近江の地場産業」を継続的に支援し、その振興を図るため、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例（平成 28 年滋賀県条例第 12 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 「近江の地場産業」の定義について、工業出荷額、中小企業の数等の要件を削除し、知事が別に定めるものが行う事業をいうこととします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 37 号

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例の一部を改正する条例

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例（平成 28 年滋賀県条例第 12 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「密着した」の右に「工業に属する」を加え、「次の各号のいずれかに該当する」
を「知事が別に定める」に改め、同項各号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「近江の地場産業」とは、歴史、風土その他の地域の特性、経営資源等に基づき県内の地域に密着した中小企業に係る企業群であって、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>が行う事業をいう。</p> <p>(1) <u>1の市町の区域または2以上の市町の区域にわたる区域において一定の業種に係る工業出荷額が5億円以上であるもの</u></p> <p>(2) <u>1の市町の区域における工業出荷額または工業に属する中小企業の割合が100分の10以上である業種であるもの</u></p> <p>(3) <u>1の市町の区域における一定の業種についての工業に属する中小企業の数</u>が10以上であるもの</p> <p>2～4 省略 第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「近江の地場産業」とは、歴史、風土その他の地域の特性、経営資源等に基づき県内の地域に密着した<u>工業に属する</u>中小企業に係る企業群であって、<u>知事が別に定めるもの</u>が行う事業をいう。</p> <p>(削除)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>↓</p> <p>条例第7条に基づく基本指針 (R4.3.28策定)において定める予定。</p> </div> <p>2～4 省略 第3条以下 省略</p>

「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針」の改正について(案)

1. 改正内容について (詳細は別添新旧対照表のとおり)

- (1) 「近江の地場産業」を規定(基本指針1(3)の追加、別表関係)
 - ① 改正後の条例第2条第1項に基づき、「知事が別に定める」とされている企業群の考え方として、「中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合が設立されている等、県内の一定の地域において産地を形成しているものとして別表に定めるもの」とする。
 - ② 別表において、現在の9つの地場産業を定めることとする。
- (2) その他の改正
 - ① 新たな取組みによる産品についても、「近江の地場産品」として具体例を示す。(別表関係)
 - ② その他文言の整理等

2. 施行日について

条例案の施行日(公布の日)とする。

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針新旧対照表

旧	新
<p>1 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針の位置づけ等</p> <p>(1) 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針の目的 (省略)</p> <p>(2) 基本指針の期間 (省略)</p> <p><u>(3) 対象とする近江の地場産品等の範囲</u></p> <p>ア 近江の地場産業で製造される物品 (条例第2条第3項第1号関係)</p> <p>イ 伝統的な技術、技能等を用いて県内で製造される工芸品 (条例第2条第3項第2号関係) (以下「伝統的工芸品」という。)</p> <p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律 (昭和49年法律第57号) 第2条第1項の規定により経済産業大臣が指定した伝統的工</p>	<p>1 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針の位置づけ等</p> <p>(1) 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針の目的 (省略)</p> <p>(2) 基本指針の期間 (省略)</p> <p><u>(3) 対象とする近江の地場産業</u></p> <p><u>条例第2条第1項に規定する「歴史、風土その他の地域の特性、経営資源等に基づき県内の地域に密着した工業に属する中小企業に係る企業群であって、知事が別に定めるもの」は、中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条第1号に規定する事業協同組合が設立されている等、県内の一定の地域において産地を形成しているものとして別表に定めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 対象とする近江の地場産品</u> の範囲</p> <p>ア 近江の地場産業で製造される物品 (条例第2条第3項第1号関係)</p> <p>イ 伝統的な技術、技能等を用いて県内で製造される工芸品 (条例第2条第3項第2号関係) (以下「伝統的工芸品」という。)</p> <p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律 (昭和49年法律第57号) 第2条第1項の規定により経済産業大臣が指定した伝統的工芸品お</p>

芸品およびこれに掲げる伝統的工芸品に準ずるものとして知事が別に定める伝統的な工芸品。

ウ 県内で生産され、本県を代表する農産物、林産物、畜産物および水産物ならびにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物品であって、知事が認めるもの（条例第2条第3項第3号関係）（以下「農林水産物等」という。）

上記のア～ウに該当する地場産品等については、別表に記載のとおりとする。

3 基本的な方向

(1)～(3) 省略

(4) ア、イ 省略

ウ 未来の後継者の確保に向けた取組の推進

地場産業等に興味を持ち、将来的に産地の広義の担い手（買い手、担い手、支え手）として生産等に携わることにつながるため、一般の方々が近江の地場産品にふれ、理解を深める機会を提供します。

よびこれに準ずるものとして知事が別に定める伝統的な工芸品。

ウ 県内で生産され、本県を代表する農産物、林産物、畜産物および水産物ならびにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物品であって、知事が認めるもの（条例第2条第3項第3号関係）（以下「農林水産物等」という。）

上記のア～ウに該当する地場産品については、別表に記載のとおりとする。

3 基本的な方向

(1)～(3) 省略

(4) ア、イ 省略

ウ 未来の後継者の確保に向けた取組の推進

地場産業等に興味を持ち、将来的に産地の広義の担い手（作り手、支え手、買い手）として生産等に携わることにつながるため、一般の方々が近江の地場産品にふれ、理解を深める機会を提供します。

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針（別表） 新旧対照表

旧	新																														
(追加)	<p>別表1 基本指針の対象とする近江の地場産業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地 域</th> <th>企 業 群 (産 地 組 合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 長浜縮緬</td> <td>長浜市</td> <td>浜縮緬工業協同組合</td> </tr> <tr> <td>2 彦根パルプ</td> <td>彦根市、犬上郡、愛荘町 他</td> <td>滋賀パルプ協同組合</td> </tr> <tr> <td>3 彦根仏壇</td> <td>彦根市、米原市、愛荘町 他</td> <td>彦根仏壇事業協同組合</td> </tr> <tr> <td>4 彦根ファンデーション</td> <td>彦根市、東近江市、犬上郡</td> <td>ひこね繊維協同組合</td> </tr> <tr> <td>5 湖東麻織物</td> <td>東近江市、愛荘町 他</td> <td>湖東繊維工業協同組合、滋賀県麻織物工業協同組合</td> </tr> <tr> <td>6 甲賀・日野製菓</td> <td>甲賀市、日野町 他</td> <td>滋賀県製菓工業協同組合</td> </tr> <tr> <td>7 信楽陶器</td> <td>甲賀市</td> <td>信楽陶器工業協同組合</td> </tr> <tr> <td>8 高島綿織物</td> <td>高島市</td> <td>高島織物工業協同組合、高島晒協業組合</td> </tr> <tr> <td>9 高島扇骨</td> <td>高島市</td> <td>滋賀県扇子工業協同組合</td> </tr> </tbody> </table>		地 域	企 業 群 (産 地 組 合)	1 長浜縮緬	長浜市	浜縮緬工業協同組合	2 彦根パルプ	彦根市、犬上郡、愛荘町 他	滋賀パルプ協同組合	3 彦根仏壇	彦根市、米原市、愛荘町 他	彦根仏壇事業協同組合	4 彦根ファンデーション	彦根市、東近江市、犬上郡	ひこね繊維協同組合	5 湖東麻織物	東近江市、愛荘町 他	湖東繊維工業協同組合、滋賀県麻織物工業協同組合	6 甲賀・日野製菓	甲賀市、日野町 他	滋賀県製菓工業協同組合	7 信楽陶器	甲賀市	信楽陶器工業協同組合	8 高島綿織物	高島市	高島織物工業協同組合、高島晒協業組合	9 高島扇骨	高島市	滋賀県扇子工業協同組合
	地 域	企 業 群 (産 地 組 合)																													
1 長浜縮緬	長浜市	浜縮緬工業協同組合																													
2 彦根パルプ	彦根市、犬上郡、愛荘町 他	滋賀パルプ協同組合																													
3 彦根仏壇	彦根市、米原市、愛荘町 他	彦根仏壇事業協同組合																													
4 彦根ファンデーション	彦根市、東近江市、犬上郡	ひこね繊維協同組合																													
5 湖東麻織物	東近江市、愛荘町 他	湖東繊維工業協同組合、滋賀県麻織物工業協同組合																													
6 甲賀・日野製菓	甲賀市、日野町 他	滋賀県製菓工業協同組合																													
7 信楽陶器	甲賀市	信楽陶器工業協同組合																													
8 高島綿織物	高島市	高島織物工業協同組合、高島晒協業組合																													
9 高島扇骨	高島市	滋賀県扇子工業協同組合																													

(別表)

○基本指針の対象とする近江の地場産品

ア 近江の地場産業で製造される物品
(条例第2条第3項第1号関係)

	産地	地域	産地組合	代表的な産品
1	長浜縮緬	長浜市 他	浜縮緬工業協同組合	ちりめん、つむぎ
2	彦根バルブ	彦根市、犬上郡、愛荘町 他	滋賀バルブ協同組合	水道用弁、産業用弁、船用弁
3	彦根仏壇	彦根市、米原市、愛荘町 他	彦根仏壇事業協同組合	仏壇、仏具
4	彦根ファンデーション	彦根市、東近江市、犬上郡	ひこね繊維協同組合	ブラジャー、ガードル、ショーツ、ボディースーツ、キャミソール
5	湖東麻織物	東近江市、愛荘町 他	湖東繊維工業協同組合、滋賀県麻織物工業協同組合	服地、不織布・芯地、縫製、染色整理加工、原糸販売
6	甲賀・日野製薬	甲賀市、日野町 他	滋賀県製薬工業協同組合	医療用医薬品、一般用医薬品、配置用家庭薬
7	信楽陶器	甲賀市	信楽陶器工業協同組合	レンガタイル等建材類、庭園用品類、食卓用品類、花器類、植木鉢類
8	高島綿織物	高島市	高島織物工業協同組合	綿クレープ、厚織(ゴム資材、帆布、その他資材)
9	高島扇骨	高島市	滋賀県扇子工業協同組合	扇骨、扇子

別表2 基本指針の対象とする近江の地場産品

ア 近江の地場産業で製造される物品
(条例第2条第3項第1号関係)

① 代表的な産品

	近江の地場産業	代表的な産品
1	長浜縮緬	ちりめん、つむぎ
2	彦根バルブ	水道用弁、産業用弁、船用弁
3	彦根仏壇	仏壇、仏具
4	彦根ファンデーション	ブラジャー、ガードル、ショーツ、ボディースーツ、キャミソール
5	湖東麻織物	服地、不織布・芯地
6	甲賀・日野製薬	医療用医薬品、一般用医薬品、配置用家庭薬
7	信楽陶器	レンガタイル等建材類、庭園用品類、食卓用品類、花器類、植木鉢類
8	高島綿織物	綿クレープ、厚織(ゴム資材、帆布、その他資材)
9	高島扇骨	扇骨、扇子

② 近江の地場産業で培われた技術および技能を活用した新たな取り組みによる産品

(例) アパレル生地、アパレル製品および雑貨類(長浜縮緬)、漆塗り食器(彦根仏壇)、ニットおよびニット用糸(湖東麻織物)等

ウ 県内で生産され、本県を代表する農産物、林産物、畜産物および水産物
ならびにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物品で
あって、知事が認めるもの
(条例第2条第3項第3号関係)

① 本県を代表する農林水産物

名称	地域
近江牛	県下全域
近江しゃも	県下全域
近江の茶	県下全域
近江の伝統野菜	県下全域
近江米	県下全域
環境こだわり農産物	県下全域
びわ湖材	県下全域
琵琶湖のヨシ	県下全域
琵琶湖産魚介類	県下全域
養殖アユ	県下全域
養殖ビワマス	県下全域
琵琶湖産淡水真珠	県下全域

② 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく登録品目(令和6年3月現在)

名称	登録年
近江牛	平成29年12月
伊吹そば	令和元年9月
近江日野産日野菜	令和4年10月

③ 上記①、②の指定品目または登録品目を原料または材料として製造し、または加工した物品
(例) 近江の地酒、近江のつけもの、鮎ずし 等

ウ 県内で生産され、本県を代表する農産物、林産物、畜産物および水産物
ならびにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物品で
あって、知事が認めるもの
(条例第2条第3項第3号関係)

① 本県を代表する農林水産物

名称	地域
近江牛	県下全域
近江しゃも	県下全域
近江の茶	県下全域
近江の伝統野菜	県下全域
近江米	県下全域
環境こだわり農産物	県下全域
びわ湖材	県下全域
琵琶湖のヨシ	県下全域
琵琶湖産魚介類	県下全域
養殖アユ	県下全域
養殖ビワマス	県下全域
琵琶湖産淡水真珠	県下全域

② 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく登録品目(令和3年11月現在)

名称	登録年
近江牛	平成29年12月
伊吹そば	令和元年9月

③ 上記①、②の指定品目または登録品目を原料または材料として製造し、または加工した物品
(例) 近江の地酒、近江のつけもの、鮎ずし 等

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例と基本的な指針の関連

参考 2

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例

1 目的(第1条)

2 定義(第2条)

- 近江の地場産業
- 近江の地場産品
 - ① 近江の地場産業で製造される物品、② 伝統的工艺品 ③ 農林水産物 など

3 基本理念(第3条)

- 近江の地場産品の需要拡大
- 近江の地場産業事業者等の経営基盤強化
- 新商品の開発、新たな販路の開拓等の推進
- 担い手となる人材の確保、育成・資質の向上、優れた技術等の継承の推進

4 関係者の責務・役割(第4条～第6条)

県の責務、県民・近江の地場産業事業者等の役割の遂行

5 基本指針(第7条)

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本指針の策定、公表等

6 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策の推進(第8条～第11条)

- 基本的な施策
- 顕彰、実施状況の公表、推進体制の整備

7 財政上の措置等(第12条)

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針

本文・別表

- 近江の地場産業として、9つの地場産業を規定（本文、別表1）
- 近江の地場産品(別表2)
 - ① 上記の近江の地場産業で製造される物品の代表的な産品および新たな取り組みによる産品を例示
 - ② 国・県指定の40品目の伝統的工艺品を規定
 - ③ 本県を代表する農林水産物として近江牛、近江米等を規定

本文

- 基本的な施策 …… 現状・課題分析を踏まえて施策の内容を規定
 - ① 近江の地場産品の需要拡大のための、新商品開発に対する支援、情報の提供、新たな販路の開拓の促進等
 - ② 近江の地場産業事業者等の経営基盤強化のための、経営改善および合理化、資金の円滑化等
 - ③ 新供給商品開発等に係る調査研究、多様な分野における事業展開の促進
 - ④ 担い手となる人材の確保・育成、資質向上に対する支援、優れた技術等の継承の推進等
 - ⑤ 近江の地場産業および近江の地場産品に対する関心および理解を深めるための、普及啓発、多様な学習機会の提供等
 - ⑥ 近江の地場産業および近江の地場産品に関する実態についての定期的な調査および分析
- 推進体制 …… 庁内推進体制、関係者による協議会等について規定